

○総務省令第五十三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、恩給給与細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

総務大臣 村上 誠一郎

恩給給与細則等の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第十五号書式

|   |   |
|---|---|
| <p>扶助料転給請求書</p> <p>下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(フリガナ)<br/>請求者氏名 _____</p> |   |
| 扶助料権者氏名   |   |
| 停止事由  | <p>(次の該当する番号に○印をつけてください。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>(1) 3年以下の拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。</p> </div> <p>(2) 1年以上所在不明であること。</p> <p>(3) 60歳未満の夫であること。</p>   |
| 請求者の公務員との続柄   |   |
| 現住所   | <p>郵便番号 <input style="width: 30px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/></p> <p style="text-align: center;">都道<br/>府県</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p> |

改正後

第十五号書式

|   |   |
|---|---|
| <p>扶助料転給請求書</p> <p>下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(フリガナ)<br/>請求者氏名 _____</p> |   |
| 扶助料権者氏名   |   |
| 停止事由  | <p>(次の該当する番号に○印をつけてください。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</p> </div> <p>(2) 1年以上所在不明であること。</p> <p>(3) 60歳未満の夫であること。</p>   |
| 請求者の公務員との続柄   |   |
| 現住所   | <p>郵便番号 <input style="width: 30px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/> - <input style="width: 30px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text"/></p> <p style="text-align: center;">都道<br/>府県</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(電話番号 - - )</p> |

改正前

第二十八号書式

| 普通恩給失権事由非該当申立書   |  |
|--|--|
| 1 刑に処せられたこと等に関する申立て<br>(次の該当する番号に○印をつけてください。)  | 公務員(旧軍人等)は { (1) 退職(復員等)後<br>(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に }                         |
| 次の事項に該当したことがない。  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul> |  |
| 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)   | 公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが { (1) ない。<br>(2) ある。 } |
| (2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)   |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| (上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族(共済)年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)  |  |
| 証書記号番号・年金コード   |  |
| 証書の発行機関  |  |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十七号書式

| 失権事由非該当申立書   |  |
|--|--|
| 1 刑に処せられたこと等に関する申立て<br>(次の該当する番号に○印をつけてください。)  | (1) 請求書に記入した退職年月日後<br>(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に } 次の事項に該当したことがない。            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul> |  |
| 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)   | 請求書に記入した退職年月日後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが { (1) ない。<br>(2) ある。 } |
| (2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)   |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| (上記の期間、勤務したことにより恩給又は共済年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)  |  |
| 証書記号番号・年金コード   |  |
| 証書の発行機関  |  |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十八号書式

| 普通恩給失権事由非該当申立書   |   |
|--|---|
| 1 刑に処せられたこと等に関する申立て<br>(次の該当する番号に○印をつけてください。)  | 公務員(旧軍人等)は { (1) 退職(復員等)後<br>(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に }                          |
| 次の事項に該当したことがない。  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul> |   |
| 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)   | 公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、国家公務員、地方公務員共又は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが { (1) ない。<br>(2) ある。 } |
| (2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)   |   |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月   |
| 勤務先・官職名  |   |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月   |
| 勤務先・官職名  |   |
| (上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又は遺族(共済)年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)  |   |
| 証書記号番号・年金コード   |   |
| 証書の発行機関  |   |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十七号書式

| 失権事由非該当申立書   |  |
|--|--|
| 1 刑に処せられたこと等に関する申立て<br>(次の該当する番号に○印をつけてください。)  | (1) 請求書に記入した退職年月日後<br>(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に } 次の事項に該当したことがない。            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul> |  |
| 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)   | 請求書に記入した退職年月日後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが { (1) ない。<br>(2) ある。 } |
| (2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)   |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| 勤務期間   | 年 月 ～ 年 月  |
| 勤務先・官職名  |  |
| (上記の期間、勤務したことにより恩給又は共済年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)  |  |
| 証書記号番号・年金コード   |  |
| 証書の発行機関  |  |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十号書式

| 一時恩給の請求に関する申立書   |   |  |                |                               |               |  |  |
|--|---|--|----------------|-------------------------------|---------------|--|--|
| 1  | <p>刑に処せられたこと等に関する申立て<br/>請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul>  |  |                |                               |               |  |  |
| 2  | <p>普通恩給等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"> <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> </td> </tr> </table> | <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> | (1) 昭和46年10月1日 | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令 | (2) 昭和49年9月1日 | (3) 昭和50年8月1日  | <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> |
| <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> | (1) 昭和46年10月1日  | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令  | (2) 昭和49年9月1日  |                               | (3) 昭和50年8月1日 | <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> |  |
| (1) 昭和46年10月1日   | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令   |  |                |                               |               |  |  |
| (2) 昭和49年9月1日  |   |  |                |                               |               |  |  |
| (3) 昭和50年8月1日  |   |  |                |                               |               |  |  |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十九号書式

| (配偶者用)  |  |
|---|--|
| 扶助料失権事由非該当申立書   |  |
| <p>私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> <li>・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。</li> <li>・ 遺族以外の者の養子となったこと。</li> </ul> |  |
| <p>上記のとおり申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申立者氏名</p>  |  |

第三十号書式

| 一時恩給の請求に関する申立書   |   |  |                |                               |               |  |  |
|--|---|--|----------------|-------------------------------|---------------|--|--|
| 1  | <p>刑に処せられたこと等に関する申立て<br/>請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</li> <li>・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> </ul>  |  |                |                               |               |  |  |
| 2  | <p>普通恩給等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)</p> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> </td> <td style="border: none;"> <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> </td> </tr> </table> | <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> | (1) 昭和46年10月1日 | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令 | (2) 昭和49年9月1日 | (3) 昭和50年8月1日  | <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> |
| <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;">(1) 昭和46年10月1日</td> <td rowspan="3" style="border: none;">} において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(2) 昭和49年9月1日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(3) 昭和50年8月1日</td> </tr> </table> | (1) 昭和46年10月1日  | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令  | (2) 昭和49年9月1日  |                               | (3) 昭和50年8月1日 | <p>の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。</p> <p>(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合<br/>昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合<br/>昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合</p> |  |
| (1) 昭和46年10月1日   | } において、普通恩給又は退職年金に関する恩給法以外の法令   |  |                |                               |               |  |  |
| (2) 昭和49年9月1日  |   |  |                |                               |               |  |  |
| (3) 昭和50年8月1日  |   |  |                |                               |               |  |  |

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第二十九号書式

| (配偶者用)  |  |
|---|--|
| 扶助料失権事由非該当申立書   |  |
| <p>私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国籍を失ったこと。</li> <li>・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。</li> <li>・ 遺族以外の者の養子となったこと。</li> </ul> |  |
| <p>上記のとおり申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申立者氏名</p>  |  |

第三十一号書式

(配偶者用)

一時扶助料の請求に関する申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て

公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

また、私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

2 扶助料等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)

私は、 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \text{ 昭和46年10月1日} \\ (2) \text{ 昭和49年9月1日} \\ (3) \text{ 昭和50年8月1日} \end{array} \right\}$ において、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外

の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受ける権利を有していない。

(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合

昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合

昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

第三十一号書式

(配偶者用)

一時扶助料の請求に関する申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て

公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

また、私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

2 扶助料等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)

私は、 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \text{ 昭和46年10月1日} \\ (2) \text{ 昭和49年9月1日} \\ (3) \text{ 昭和50年8月1日} \end{array} \right\}$ において、扶助料又は退職年金に関する恩給法以外

の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した期間に基づく遺族年金を受ける権利を有していない。

(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合

昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満の場合

昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満の場合又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第一号書式

(配偶者用)

失権事由非該当申立書

1 普通恩給失権事由非該当申立て

公務員(旧軍人等)は、退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

2 扶助料失権事由非該当申立て

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

改正後

第一号書式

(配偶者用)

失権事由非該当申立書

1 普通恩給失権事由非該当申立て

公務員(旧軍人等)は、退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

2 扶助料失権事由非該当申立て

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

改正前

第二号書式

(配偶者用)

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮<sup>こ</sup>に処せられたこと。

- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

第二号書式

(配偶者用)

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

・ 3年を超える懲役又は禁錮<sup>こ</sup>の刑に処せられたこと。

- ・ 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名 \_\_\_\_\_

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第十一号書式(第二条関係)

遺族扶助年金転給請求書

下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を  
転給されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

遺族扶助年金  
権者氏名

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

停止理由

- (1) 3年以下の拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- (2) 1年以上所在不明であること。
- (3) 60歳未満の夫であること。

請求者の国会議員との続柄

現住所

郵便番号

□□□□ - □□□□

都道  
府県

(電話番号 - - )

改正後

第十一号書式(第二条関係)

遺族扶助年金転給請求書

下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を  
転給されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

遺族扶助年金  
権者氏名

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

停止理由

- (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- (2) 1年以上所在不明であること。
- (3) 60歳未満の夫であること。

請求者の国会議員との続柄

現住所

郵便番号

□□□□ - □□□□

都道  
府県

(電話番号 - - )

改正前

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令の一部改正）

第四条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

第二号書式

普通恩給失権事由非該当申立書

請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

改正後

第二号書式

普通恩給失権事由非該当申立書

請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名

改正前

附 則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。